

2019 年度(平成 31 年度)グリーンボンド発行促進体制整備支援事業 に係る登録発行支援者の公募について(公募要領)

平成 31 年 4 月 12 日

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構（以下、「機構」という。）では、環境省の委託を受け、2019 年度（平成 31 年度）グリーンボンド発行促進体制整備支援事業に係るグリーンボンド発行促進プラットフォームへ登録する登録発行支援者の公募を実施します。本事業の概要、登録方法その他留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、登録申請される方は、本要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、本要領を熟読せずに登録申請されたことにより生じる、書類の不受理等の事態については、当方は一切の責任を負いませんので、申し添えます。

目次

1. 補助金の目的
2. 登録発行支援者募集の流れ及び留意事項
3. プラットフォームへの登録を申請することができる者
4. プラットフォームへの登録申請書類、登録申請方法等
5. 登録申請に当たっての留意事項
6. 問い合わせ先

1. 補助金の目的

COP21 で採択されたパリ協定の「2℃目標」や、これも踏まえて平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」といった目標の達成のためには、極めて巨額の投資が必要であり、今後、これらの目標の達成のため、民間資金を低炭素化事業（再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業等）に大量に導入し、活用していくことが不可欠です。

低炭素化事業に民間資金を導入するための有効なツールとして、近年、国際的にはグリーンボンドの発行・投資が大変活発になってきております。我が国においてもグリーンボンド発行事例が出始めてきているところですが、現状におけるグリーンボンドの普及は、海外に比べ、また、上記目標の達成に向け民間資金を大量に導入していく必要がある中で、十分とは言えません。

グリーンボンドの発行のためには、通常の債券発行手続きに加え、グリーンボンド発行に係るフレームワークの検討・策定が必要であるため、グリーンボンド市場の発展に向けては、その発行支援業務を的確に行える主体（発行支援者）の存在が重要となります。

このような状況を踏まえ、「グリーンボンド発行促進プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）の登録発行支援者を募り、この活動を支援することで、我が国におけるグリーンボンド発行の支援体制を充実・強化し、自律的な発行の機運を側面から醸成することを目的として、本事業を実施します。

2. 登録発行支援者募集の流れ及び留意事項

（1）プラットフォームへの登録申請受付

本要領に基づき、プラットフォームへの登録申請受付を実施します。受付期間は 2019 年度（平成 31 年度）内とし、登録発行支援者の登録・審査は登録申請書類の受付後順次行います。登録申請に当たっては、4. プラットフォームへの登録申請書類、登録申請方法等をご確認の上、様式 1 登録申請書に必要事項をご記入ください。

なお、前年度に登録発行支援者としてプラットフォームへの登録を受けた者（以下「既存登録発行支援者」という。）は、本年度の登録の更新を受ける必要があります。更新手続きは、登録の廃止の届出がない限り、前年度の登録申請書類を基に変更点のみ確認することとしますので、機構の求めに応じて、直近期決算書、前年度の登録申請書類からの変更に係る書類その他必要書類を提出してください。なお、既存登録発行支援者は、本年度の登録の更新を受けるまでの間、引き続き登録発行支援者として活動できることとします。

（2）登録発行支援者の審査・登録

（1）で提出のあった登録申請書類について、審査委員会（非公開）による審査を経て定められた別紙 1 の登録要件に基づいた書面審査を順次行い、

グリーンボンドの発行支援者として十分な能力を有する者を、プラットフォームの登録発行支援者として登録します。申請者に対しては、審査結果（採択又は不採択）を通知するとともに、登録発行支援者については、プラットフォーム上で名前等を公表します。

（３）登録内容等の変更

（２）による登録後、ご提出いただいた申請書類等にご記載の内容のうち、会社名や実施体制の変更を含め、重要な変更があった場合は、様式２登録内容変更届出書を用いて速やかに機構にご連絡ください。

（４）登録の廃止

（２）による登録後、プラットフォームの登録発行支援者としての登録を廃止する場合は、様式３登録廃止届出書を提出してください。

（５）登録の抹消

（２）による登録後、機構は、次のいずれかに該当する場合に、当該登録発行支援者に対して登録の抹消を行うことができます。登録の抹消を行った場合、機構は環境省に報告をしなければならないものとします。

- ・登録要件を満たさなくなったと認められる場合
- ・本公募要領、又はグリーンボンド発行促進体制整備支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンド発行促進体制整備支援事業）交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び 2019 年度（平成 31 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンド発行促進体制整備支援事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）の内容を遵守しない者に対し、注意喚起を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合
- ・申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ・重大な公序良俗違反、その他グリーンボンド発行支援者登録制度の信用を損ねるおそれのある行為（グリーンウォッシュ債を支援する等の行為）が認められた場合

3. プラットフォームへの登録を申請することができる者

プラットフォームへの登録申請ができる者は、グリーンボンドの発行支援業務を実施するに当たり十分な体制と発行支援メニューを有する者であって、国内に事務所又は業務提携先に設置された窓口等の拠点を有する者とします。なお、プラットフォームの登録申請に係る書類の作成を日本語で行うことができ、また機構からの審査結果の授受を郵送手続きによって行うことができることが必要ですので、ご留意ください。

4. プラットフォームへの登録申請書類、登録申請方法等

(1) 登録申請に必要な書類

以下の書類を提出してください。登録申請書類の様式の電子ファイルは、機構又は環境省ホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に登録申請者自らが作成してください。

○2019 年度(平成 31 年度)グリーンボンド発行促進体制整備支援事業に係るグリーンボンド発行促進プラットフォーム登録申請書類(様式1)

- ・「謄本」(原則「履歴事項全部証明書」)
- ・組織概要(パンフレット、アニュアルレポート、統合報告書等)
- ・直近2期の決算書(上記冊子等に記載がない場合、別紙として添付)
- ・「組織図」(上記冊子等に記載がない場合、別紙として添付)
- ・グリーンボンド発行支援表明書(記載例あり)
- ・暴力団排除に関する誓約事項(様式1別紙)
- ・その他参考資料(環境方針、環境報告書等該当項目の証左となるもの)

(2) 登録申請書類の提出方法

(1)の登録申請書類(正本1部、副本2部)は、(3)の受付期間中に、持参又は郵送によって、以下の提出先へ提出してください。その他提出書類も3部ずつ提出してください。郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。

登録申請書類は、封書に入れ、宛名面に「登録申請者名」及び「登録申請書類」と朱書きで明記してください。

また、様式1については、登録申請書類の提出に併せ、その電子データを、下記提出先に記載されたメールアドレスに電子メールにて送付してください。送付の際の電子メールの件名は、「登録申請者名/登録発行支援者への公募申請書類」としてください。

提出先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル9F

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

企画業務部

E-mail: gbond_touroku@greenfinance.jp

(3) 受付期間

2019 年度(平成 31 年度)中に随時受付し、月一回程度、登録結果について公表します。

5. 登録申請に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

補助金については、2019年度(平成31年度)予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「補助金適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の規定によるほか、交付要綱、実施要領及び交付規程に定めるところによることとします。

(2) 登録申請書類等の取扱い

提出いただいた登録申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。登録申請者から提出された書類は、当該登録申請者に無断で、本事業以外に使用することはありません。登録申請書類等に含まれる個人情報及び企業情報等は「2019年度(平成31年度)グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」及び「2019年度(平成31年度)ESG金融ステップアップ・プログラム推進事業」以外の目的で使用することはないものとし、発行支援業務の実施方法及び価格帯等、公にすることにより権利、地位、その他正当な利益を害するおそれのある企業の競争上の情報については、公表しません。ただし、当該書類に記載された情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報等)を除いて開示される場合があります。

(3) エネルギー対策特別会計により実施した事業の検証・評価の実施

環境省では、エネルギー対策特別会計により実施した事業の二酸化炭素削減効果の検証・評価等を実施しており、その実施に当たって必要となる資料等の提供を登録発行支援者に求め、グリーンボンド発行促進体制整備支援事業を活用したグリーンボンドの発行体に対して現地調査やヒアリングを行ったりする場合があります。

(4) 報告及び立入検査

補助金適正化法第23条第1項において、環境大臣は、間接補助事業者たる登録発行支援者に対して、必要がある場合には報告をさせ、又は立ち入り検査を行うことができることとされています。これらの報告・立入検査については、当該年度の補助金交付案件に加え、過年度分の補助金交付案件分についても行うことがあります。これらの報告・立入検査の際、適正に実績等に係る文書を提出し、又は検査に対応できるよう、文書の管理その他の必要な措置を講じておく必要があります。

(5) その他

上記のほか、必要な事項は交付要綱、実施要領及び交付規程に定めますので、参照してください。なお、本要領における用語の定義は、交付規程別紙の1に定めるとおりとします。

6. 問い合わせ先

本公募要領に対する問い合わせ先は下記のとおりです。問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「グリーンボンド発行促進プラットフォーム登録に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル9F

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

企画業務部

E-mail: gbond_touroku@greenfinance.jp

(別紙1)

登録要件

下表に示す評価基準において、以下のいずれも満たすこと

①必須項目を全て満たすこと

②70点以上を獲得すること

(共通基準)

項目	詳細	点数
1. 経営の安定性 (10点)	1. 間接補助事業業務を実施する者が、当該業務を継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有すること。具体的には、特段の事情等なく、直近2期連続して、営業利益及び当期利益が同時に赤字となっていないこと。	5点(必須)
	2. 安定した財務基盤を有していること。具体的には、直近が債務超過でないこと。	5点(必須)
2. 社内管理体制 (5点)	1. コンプライアンスに係る専門部署を設置していること。	5点(任意)
	2. 5年以内に法令に違反し、罰金刑以上に処せられた者でないこと。	0点(必須)
	3. 反社会的勢力でないこと。	0点(必須)
	4. 顧客情報の保護に関して方針や体制等を定め、おり公表または顧客に提供していること。	0点(必須)
3. 実施体制 (5点)	1. 発行支援業務を適切に実施するための十分な組織を有し、当該業務を適切に遂行することができる者を相当数雇用するものであること。(全体で3人以上程度かつ、構成員にソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に知見を有する者が1名以上いること)	5点(必須)
4. 能力及び知見 (35点)	1. グリーンボンド市場やグリーンボンドガイドライン(以下、「GBGLs」という。)に関する知見を有すること。	15点 (5点以上であることを必須)
	2. 我が国におけるグリーンボンドの普及促進を行う旨を表明していること。	10点 (必須)
	3. グリーンボンドの発行支援業務の概要を公表している又はその見込みであること。	10点 (必須)

<p>5. 環境配慮経営等への取組 (20点)</p>	<p>1. 環境配慮経営等への取組を積極的に行っていること。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境専門部署の設置・公表 ②環境方針の策定・公表 ③環境マネジメントシステム認証の取得 ④環境報告書の作成 ⑤21世紀金融行動原則への署名 ⑥環境情報開示基盤整備事業への参加 ⑦RE100への加盟 ⑧エコ・ファーストの認定取得 ⑨PRIへの署名 ⑩その他（国際資本市場協会(ICMA)が定めるグリーンボンド原則(GBP)への登録、CBIのapproved verifier、エコアクション21の取得、SBTの設定等） <p>のいずれかを行っていること。</p> <p>①～⑩ごとに5点とし、最大20点とする。</p>	<p>20点 (任意)</p>
---------------------------------	---	---------------------

(部門別基準)

<p>1. グリーンボンドストラクチャー (25点)</p>	<p>1. 発行支援業務又は類似業務の実績として、具体的には、グリーンボンド等に係る国内外のストラクチャリング実績があること。</p> <p>具体的には、私募債又は公募債のストラクチャリングを実施した実績があれば10点、ソーシャルボンド等、グリーンボンドに類似する債券のストラクチャリングを実施した実績があれば15点、グリーンボンドのストラクチャリングを実施した実績があれば25点を加点する。</p>	<p>25点 (任意)</p>
<p>2. 外部レビュー付与 (25点)</p>	<p>1. グリーンボンドの発行に係るフレームワークのGBGLs適合性確認を実施することができる能力及び知見を有すること。</p> <p>具体的には、別添1の判定基準による。</p>	<p>10点 (必須)</p>
	<p>2. 外部レビュー実施の方法論を定め、一貫性をもって適用していること。</p>	<p>5点(必須)</p>
	<p>3. 発行支援業務又は類似業務の実績を有すること。</p> <p>具体的には、グリーンボンドに係る外部レビュー又はソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に係る外部レビュー付与の実績があること。</p>	<p>10点 (任意)</p>

	4. 外部レビューの付与に当たり、GBGLs 第3章の5(2)に示す発行体との間での第三者性を確保する方針等があること。	0点(必須)
	5. 発行支援業務に該当する外部レビューの経費の目安が、当該外部レビューを付与するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様の外部レビューに係る水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。	0点(必須)
3. グリーンボンドコンサルティング (25点)	1. グリーンボンドコンサルティングを実施することができる能力及び知見を有すること。 具体的には、別添2の判定基準による。	15点 (必須)
	2. 発行支援業務又は類似業務の実績を有すること。 具体的には、グリーンボンドに係るコンサルティング又はソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等に係るコンサルティング実施の実績があること。	10点 (任意)
	3. 発行支援業務に該当するグリーンボンドコンサルティングの経費の目安が、当該コンサルティングを実施するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様のコンサルティングに係る水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。	0点(必須)

外部レビュー部門の能力及び知見に係る判定基準

以下の全ての基準を満たしていると認められる場合に、グリーンボンドの発行に係るフレームワークの GBGLs 適合性確認を実施することができる能力及び知見を有するものとします。

- (1) GBGLs に記載する「べきである」事項及び「望ましい」事項の各項目の全てについて、GBGLs 適合性を確認する手段が適正かつ明確に記述されていること。
- (2) 環境改善効果がある事業の判断基準が適正かつ明確に記述されていること。
- (3) 環境改善効果に係る定量化の手法検証の際に、参照するマニュアル、指標等について記述があること。
- (4) 環境評価・環境認証等、財務・会計監査等の専門的知見等の外部レビューを付与する事項に関連する専門的知見を有すること。

グリーンボンドコンサルティング部門の能力及び知見に係る判定基準

以下の全ての基準を満たしていると認められる場合に、グリーンボンドコンサルティングを実施することができる能力及び知見を有するものとします。

項目	基準
1. GBGLs、GBP 等に適合したグリーンプロジェクトに関する知見提供	グリーンプロジェクトの種類及びその環境改善効果といった環境面での専門的知見を有すること。
	債券発行に係る専門的知見を有すること。
	上記の専門的知見について、常に最新のものとする方法について記述があること。
2. グリーンボンドによる調達資金の用途となるグリーンプロジェクトがもたらす環境改善効果の定量化支援	(CO2 削減効果) 定量化に際して使用する指標及び定量化支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
	(その他の環境改善効果) 定量化に際して使用する指標及び定量化支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
3. グリーンボンドによる調達資金の用途となるグリーンプロジェクトがもたらしうるネガティブ効果とその対処に関する知見提供	ネガティブ効果が本来の環境改善効果と比べて過大とならないか否かについての判断に係る知見を有することについて、適正かつ明確な記述があること。
4. グリーンボンド発行に係る環境面での目標や、その前提となる発行体の ESG に係る戦略等の策定支援	温暖化対策計画や 2°C 目標といった、環境に関する国内目標や国際的な目標に係る知見を有すること。
	環境面での目標や、その前提となる発行体の ESG に係る戦略等の策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
5. グリーンボンドによる調達資金の資金用途になるグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致するための規準の策定支援	環境面での目標と整合するような規準の策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。

<p>6. グリーンボンドによる調達資金の資金使途となるグリーンプロジェクトが規準に照らして環境面での目標に合致すると判断するためのプロセスの策定支援</p>	<p>プロセスの策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。</p>
<p>7. グリーンボンドによる調達資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されるよう実施する、調達資金の追跡管理について、発行体の内部プロセスによる統制の体制整備支援</p>	<p>グリーンボンドによる調達資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されるような調達資金の追跡管理の方法について、適正かつ明確な記述があること。</p>
<p>8. グリーンボンドによる調達資金の管理方法等に関するレポート作成に係る開示事項、方法の検討、及び環境改善効果の算定支援</p>	<p>グリーンボンド発行に当たり期待される、レポートの頻度や内容及び方法について、市場の実勢に即した知見を有すること。</p>